板橋区地域自立支援協議会各部会 部会員 各位

|  |  |
| --- | --- |
| 平成31年2月6日（水） | 資料1 |
| 平成30年度第2回権利擁護部会 | |

**障がい者の差別・合理的配慮に関する調査**

日頃より、板橋区の福祉行政に多大なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

権利擁護の分野においては、平成２８年４月に障害者差別解消法が施行され、平成３０年１０月には東京都の差別解消条例も施行されました。

しかし、差別・合理的配慮にかかる区への相談件数はあまり多くありません。

障がいのある方への差別や合理的配慮の不提供を未然に防ぐためにも、各部会員の皆様が見聞きした事例、相談を受けた事例、実際に体験した事例などで、区への相談には至っていないものの、差別や合理的配慮に関係するのではないかと思われる事例を教えていただければと思います。

（１）障害者差別解消法における差別とは、障がいがあることを理由として、正当な理由なくサービス等の提供を拒否する、制限する、条件を付けるような行為です。

（２）障害者差別解消法における合理的配慮とは、障がい者等から、社会的障壁の除去（困りごとの解消）を必要としている旨の意思の表明があった時に、実施に伴う負担が過重でない場合、社会的障壁の除去（困りごとの解消）のために必要かつ合理的な配慮を行うことです。

（３）内容については個別・具体的なもの以外でも構いません。（こういう話をよく聞く、こういう相談をよく受ける、など）

（４）差別解消法にあたるものかどうかわからなくても、少しでも疑わしいと思うものがあれば記載してください。些細な事でも構いません。

（５）合理的配慮については、悪い事例（合理的配慮の不提供）以外に、好事例（配慮をしてもらえた事例）もあれば、記載してください。

平成３０年度板橋区地域自立支援協議会 権利擁護部会

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 差別に関する事例　　合理的配慮に関する事例　　その他 |
| 内容 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 差別に関する事例　　合理的配慮に関する事例　　その他 |
| 内容 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 差別に関する事例　　合理的配慮に関する事例　　その他 |
| 内容 |  |

※記載欄が不足する時は、適宜追加してください。

＜提出・問い合わせ先＞

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋２－６６－１

板橋区 福祉部 障がい者福祉課 地域生活推進係　担当：砂川

電　話：０３－３５７９－２０８９　ＦＡＸ：０３－３５７９－４１５９

メール：f-chiiki@city.itabashi.tokyo.jp